

○岡山県警察交通警察協助力員制度運営要領の制定について(通達)

(令和5年1月31日岡交企第34号警察本部長例規)

各部長

首席監察官

各統括官 殿

運転免許センター長

各所属長

この度、別添のとおり岡山県警察交通警察協助力員制度運営要領を制定し、令和5年4月1日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、交通警察協助力員制度運営要領の制定について(通達)(昭和43年3月18日岡交総第108号例規)は、令和5年3月31日をもって廃止する。

別添

岡山県警察交通警察協助力員制度運営要領

第1 目的

この要領は、交通警察協助力員(以下「協助力員」という。)に係る制度の運営について、適正かつ効果的な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 任務

協助力員の任務は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域における交通安全思想の普及高揚に関すること。
- (2) 警察官の行う交通安全活動への協力に関すること。
- (3) 良好な道路環境作りの推進に関すること。

第3 委嘱等

1 警察署長は、次に掲げる要件を備えている者のうちから適任者を選び、交通警察協助力員委嘱推薦書(様式第1号)により交通部交通企画課長(以下「交通企画課長」という。)に推薦するものとする。

- (1) 年齢が20歳以上70歳以下の者であること。ただし、66歳以上の者を推薦する場合は、本人の希望、資質、体力等を確認した上で活動に支障がないと認められるものであること。
- (2) 市町村又は交通安全対策協議会等が委嘱している交通整理員でないこと。
- (3) 交通安全活動に特に関心を持ち、人格及び識見が卓越していること。
- (4) 街頭活動等における指導能力を有すること。
- (5) 地域又は職域の交通事情に精通していること。
- (6) 地域又は職域の住民から尊敬と信頼があり、その協力が得られること。

- 2 交通企画課長は、1の規定による推薦を受けた者の中から適当と認める者を選考し、警察本部長に上申するものとする。
- 3 警察本部長は、2の規定による上申を受けて協助手員として委嘱する者を決定し、委嘱状(様式第2号)を交付して委嘱するものとする。
- 4 協助手員の定数は、別表のとおりとする。

第4 任期等

- 1 協助手員の任期は、毎年4月1日から1年間とする。
- 2 協助手員に欠員が生じたときは補充を行うものとし、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 協助手員は次に掲げる事項に留意して再委嘱することができるものとする。
 - (1) 再委嘱者は74歳以下の者とする。ただし、70歳以上の者を再委嘱しようとする場合は、本人の希望、資質、体力等を確認した上で活動に支障がないと認められるものであること。
 - (2) 再委嘱する場合は、第3の1の規定による推薦及び第3の3の規定による委嘱状の交付は要しないこと。
 - (3) 交通警察協助手員証その他の貸与品は継続して貸与すること。
- 4 任期の満了又は解嘱により連続して再委嘱されなかった者を再び協助手員として推薦する場合は、当該協助手員に係る推薦書の備考欄にその旨を記載するものとする。

第5 解嘱

- 1 交通企画課長は、協助手員が死亡した場合又は解嘱を申し出た場合は、解嘱の執るものとする。
- 2 警察本部長は、協助手員が次のいずれかに該当したときは、解嘱することができるものとする。
 - (1) 所在不明となったとき
 - (2) 長期の療養を要する疾病にかかったとき
 - (3) 法令に違反する行為をしたとき
 - (4) 社会通念上、協助手員として不適切な行為をしたと認められるとき

第6 活動

協助手員が行う交通安全活動は次に掲げるものとする。

- (1) 通学通園路の安全誘導、雑踏時等の整理誘導及び街頭査察
- (2) 関係機関及び関係団体の行う交通安全思想の普及高揚のための諸活動に対する協力及び助言
- (3) 警察署長に対する地域の特性に応じて必要と認められる諸活動に関する連絡
- (4) 警察署長から要請のあった場合又は著しい雑踏、交通渋滞等により交通の安全と円滑を図るために必要と認めた場合における警察官の行う交通安全活動に対する協力

- (5) 交通上の危険が生じている又は生じるおそれのある道路環境を発見した場合の警察官その他関係者に対する連絡

第7 交通警察協助力証等

- 1 委嘱した協助力証に対しては、交通警察協助力証(様式第3号)及び交通腕章を貸与するものとする。
- 2 交通警察協助力証は、次に掲げるところにより取り扱うものとする。
 - (1) 協助力証は、活動に当たっては、交通警察協助力証を携帯し、身分の証明を求められたときは、これを提示するものとする。
 - (2) 協助力証は交通警察協助力証を盗難、紛失又はき損したときは速やかに管轄する警察署長に届け出るものとし、当該届出を受けた警察署長はその旨を交通企画課長に報告するものとする。
 - (3) 協助力証は、任期が満了したとき又は解職されたときは、速やかに交通警察協助力証を警察署長に返納するものとする。
- 3 協助力証の服制及び服装は、交通部長が別に定める。

第8 交通警察協助力証指導員

- 1 協助力証に対し指導、教養及び助言を行い、協助力証の活動の活性化を図るため、交通部交通企画課に交通警察協助力証指導員を置くものとする。
- 2 交通警察協助力証指導員は、警察本部長が任免するものとする。

第9 教養等

- 1 交通企画課長及び警察署長は、協助力証を新たに委嘱したときは、活動範囲、任務、活動上の留意事項等について教養を行うものとする。
- 2 交通企画課長及び警察署長は、講習会の開催、資料の配布等により、協助力証の知識及び技能の向上を図るものとする。

第10 報償費の支給

報償費の支給は、毎年12月に在職6か月以上の者に支給する。

第11 運営上の留意事項

交通警察協助力証制度の運営に当たって次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 協助力証は、県、市町村その他の関係機関及び関係団体と緊密な連携を保つよう努めること。
- (2) 警察署長及び交通企画課長は、協助力証の身上を的確に把握するとともに、給貸与品の実態を明確にし、協助力証の適正な管理に努めること。
- (3) 協助力証が活動中に知り得た秘密を漏らすことがないように指導を徹底すること。
- (4) 協助力証はあくまで地域における交通安全活動の推進を目的とするものであって、その目的を達成するために必要な範囲内において活動を行うものであることを指導すること。

- (5) 交通安全施設、交通規制その他の道路環境に関する通報又は助言は、単に欠点を指摘するにとどまらず、地域の特性に応じて必要となる施策等建設的な通報又は助言がなされるよう指導すること。
- (6) 活動中に受傷事故が発生した場合は、速やかに警察署長に報告するよう指導すること。
- (7) 警察署長は、特に街頭活動については、受傷事故の防止について配慮するとともに、地域の実情に応じてあらかじめ街頭活動の日時、場所、方法等を具体的に指定して可能な限り警察官と共に街頭活動を行うよう配意すること。
- (8) 警察署の交通課員(交通第一課員及び交通第二課員を含む。)及び交番又は駐在所の勤務員は、管内の協助力と緊密な連絡を図り、積極的に協力すること。

第12 その他

この例規通達に定めるもののほか、協助力に係る制度の運営上必要となる細部事項は、交通企画課長が別に定める。

第13 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
交通警察協助力委嘱推薦書	交通企画課	任期満了又は解嘱後5年
交通警察協助力委嘱推薦書の写し	警察署	任期満了又は解嘱後5年

別表

警察署名	定数(人)
岡山中央	48
岡山東	28
岡山西	68
岡山南	45
岡山北	25
赤磐	22
備前	35
瀬戸内	18
玉野	39
児島	30
倉敷	45
水島	45
玉島	55
笠岡	31
井原	42
総社	21
高梁	31

新見	40
真庭	37
津山	47
美作	32
美咲	16
計	800

様式第 1 号

交通警察協助員委嘱推薦書

[別紙参照]

様式第 2 号

委嘱状

[別紙参照]

様式第 3 号

交通警察協助員証

[別紙参照]